

<大学院人間科学研究科における学位論文に係る評価に当たっての基準について>

本研究科が定める手続きにより提出された学位申請論文は、以下の体制及び基準に従って審査する。

1. 修士論文

1.1 審査体制

論文審査に当たる審査委員会を設置する。審査委員会は、本研究科専任教授（特任教授を除く）2名を含む3名以上の教授、准教授又は専任講師、もしくは本研究科専任教授（特任教授を除く）1名及び専任准教授（特任准教授を除く）1名を含む3名以上の教授、准教授又は専任講師をもって組織し、主査1名と副査2名以上を置くものとする。主査及び副査になれる者は次のとおりとする。

- ・ 主査は、論文内容の専門分野と関係の深い学術領域に精通し、学術的な視点からの修士論文の審査等全てが円滑に進むよう統括できる者とする。
- ・ 副査は、論文内容の専門分野と関係の深い学術領域に精通し、審査において専門的な意見を述べるができる者とする。

なお、本研究科委員会において審査のために必要があると認めるときは、他の大学院等の教員等の協力を得ることができる。

1.2 審査の方法

学位審査に当たっては、学位申請者が本研究科が別に定める「ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）」を満たしていることを前提とする。審査委員会は、本研究科で定める評価項目及び基準に則り、学位論文の審査を行う。

なお、審査は評価項目の中から当該論文の専攻分野における研究及び修学内容の特性に相応しい評価項目を定めて評価を行う。また、審査において当該の特性を反映した評価項目を追加することができる。

審査委員会は、本研究科が定める評価項目及び基準に則り、学位論文の審査を行う。また、修士論文発表会・審査会を開催し、学位論文を中心として、これに関連する授業科目について筆答又は口頭により最終試験を行う。

1.3 評価項目及び基準

(1) 課題設定の明確性

明確な問題意識に基づき、研究の意義や必要性が的確に述べられている。

(2) 研究方法の妥当性

研究の目的に照らして、適切な研究方法と分析が用いられている。

(3) 先行研究・資料の取扱いの適切性

当該分野の先行研究を渉猟し理解したうえで、研究を当該分野の研究動向の中に位置づけている。

(4) 論旨の明確性・一貫性

研究目的、分析、結果、考察の過程においてその論旨が明確かつ一貫している。

(5) 構成・表現・表記法の適切性

学術論文として体系的に構成されており、適切な表現・表記法によって記述されている。

(6) 学術的・社会的な貢献

学術的な独創性や重要性があり、社会的要請にも応える可能性を持つものである。

1.4 学位論文が満たすべき水準

上記の評価項目について全てを満たすと審査委員の全員が認める場合、修士論文として合格とする。

2. 博士論文

2.1 審査体制

○課程博士

論文審査に当たる審査委員会を設置する。本研究科専任教授（特任教授を除く）2名を含む3名以上の教授、准教授又は専任講師をもって組織し、主査1名、副査2名以上を置くものとする。主査及び副査になれる者は次のとおりとする。

- ・ 主査は、論文内容の専門分野と関係の深い学術領域に精通し、学術的な視点からの博士論文の審査等全てが円滑に進むよう統括できる者とする。ただし、本研究科専任教授（特任教授を除く）又は専任准教授（特任准教授を除く）に限る。
- ・ 副査は、論文内容の専門分野と関係の深い学術領域に精通し、審査において専門的な意見を述べることができる者とする。

なお、本研究科委員会において審査のために必要があると認めるときは、他の大学院等の教員等の協力を得ることができる。

○論文博士

課程博士に準じる。

2.2 審査の方法

○課程博士

学位審査に当たっては、学位申請者が本研究科が別に定める「ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）」を満たしていることを前提とする。審査委員会は、本研究科で定める評価項目及び基準に則り、学位論文の審査を行う。

なお、審査は評価項目の中から当該論文の専攻分野における研究及び修学内容の特性に相応しい評価項目を定めて評価を行う。また、審査において当該の特性を反映した評価項目を追加することができる。

審査委員会は、本研究科が定める評価項目及び基準に則り、学位論文の審査を行う。また、博士論文公聴会を開催し、学位論文を中心として、これに関連する授業科目について筆答又は口頭により最終試験を行う。

○論文博士

審査委員会は、本研究科で定める評価項目及び基準に則り、博士論文公聴会を開催し、学位論文の審査を行う。

なお、審査は評価項目の中から当該論文の専攻分野における研究及び修学内容の特性に相応しい評価項目を定めて評価を行う。また、審査において当該の特性を反映した評価項目を追加することができる。

審査委員会は、本研究科が定める評価項目及び基準に則り、学位論文の審査を行う。また、

学位申請者の専攻学術に関する試問を行い、学術領域の専門科目及び専門の学術研究を行うのに必要な外国語について、筆答又は口頭により試問を行う。

2.3 評価項目及び基準

(1) 課題設定の明確性

明確な問題意識に基づき、研究の意義や必要性が的確に述べられている。

(2) 研究方法の妥当性

研究の目的に照らして、適切な研究方法と分析が用いられている。

(3) 先行研究・資料の取扱いの適切性

当該分野の先行研究を渉猟し理解したうえで、研究を当該分野の研究動向の中に位置づけている。

(4) 論旨の明確性・一貫性

研究目的、分析、結果、考察の過程においてその論旨が明確かつ一貫しており、論理的に明確な結論が導かれている。

(5) 構成・表現・表記法の適切性

学術論文として体系的に構成されており、適切な表現・表記法によって記述されている。

(6) 学術的・社会的な貢献

国際的な学術水準及び学際的観点から見て、十分な独創性や重要性があり、社会的要請にも応える可能性を持つものである。

2.4 学位論文が満たすべき水準

上記の評価項目について全てを満たすと審査委員の全員が認める場合、博士論文として合格とする。